

物流分野における適切な価格転嫁について

令和6年9月18日（水）
観音寺商工会議所会館大ホール



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

四国支所取引課

本日の説明のポイント

- 1 価格転嫁に関連する独占禁止法等による規制
- 2 各規制が適用される取引の範囲
- 3 「買ったたき」に関する考え方

独占禁止法による規制の全体像

独占禁止法

不当な取引制限

価格カルテル、入札談合など

私的独占

有力事業者による不当な支配・排除

不公正な取引方法

再販売価格の拘束、排他条件付き取引
優越的地位の濫用、物流特殊指定など

企業結合

競争を制限することとなる合併等

下請法

優越的地位の濫用を効果的に規制

優越的地位の濫用や物流特殊指定に対する対処の状況（令和5年度）

独占禁止法の違反疑いの情報提供（申告）件数は、**3,228**件

下請法の申告件数は、**112**件

物流特殊指定の遵守状況の調査

荷主**30,000**社、
物流業者**40,000**社
荷主**121**名に対する立入調査

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト
上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

受注者・受注者**110,000**社、
立入調査**349**件

定期書面調査

親事業者調査**80,000**名、
下請事業者調査**330,000**名

書面調査及び立入調査の結果
を踏まえ、違反につながる行
為のあった荷主**573**名に文書
で注意喚起

発注者**8,175**社に具体的な懸念事項
を明示して、文書で注意喚起
（うち道路貨物運送業**460**社）

協議せず取引価格を据え置く等の行
為が認められた事業者のうち、**10**社
の社名を公表

勧告（公表）**13**件
指導**8,268**件
（措置件数のうち運輸業、郵便業**495**件）

優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案**68**件の注意（うち
物流取引**19**件）

優越的地位の濫用被疑事件について確約計画の認定（公表）**2**件

優越的地位の濫用とは（概要）

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。



- ※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。
- ※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。


優越的地位の濫用になり得る行為類型は次のとおりです。

- 購入・利用強制（第4の1）
- 協賛金等の負担の要請（第4の2(1)）
- 従業員等の派遣の要請（第4の2(2)）
- その他経済上の利益の提供の要請（第4の2(3)）
- 受領拒否（第4の3(1)）
- 返品（第4の3(2)）
- 支払遅延（第4の3(3)）
- 減額（第4の3(4)）
- その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等(第4の3(5))
 - ・ 取引の対価の一方的決定（第4の3(5)ア）
 - ・ やり直しの要請（第4の3(5)イ）
 - ・ その他（第4の3(5)ウ）

※()内は優越ガイドライン中の記載箇所です。

株式会社東京インテリア家具から申請のあった確約計画の認定について

東京インテリア家具




- 「東京インテリア家具」と称する店舗等を国内で展開
- 全国の家具小売市場における売上が上位

違反被疑行為

- 従業員等の派遣の要請**
新規開店又は改装開店における商品の搬入、陳列等の要請
- 新店協賛金の提供の要請**
オープン協賛金等の名目による金銭の提供の要請
- 地震被害補填協賛金の提供の要請**
地震により毀損等した商品の損失補填のための金銭の提供の要請

優越的地位の濫用の疑い

納入業者



- 東京インテリア家具に対する取引依存度が大きい
- 東京インテリア家具の店舗数の多さ等から売上高の増加等が期待できる
- 他の事業者との取引拡大等により東京インテリア家具との取引と同等の売上高の確保が困難

通知
(公正取引委員会)

東京インテリア家具が確約計画を作成

- ①違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ②納入業者への通知・従業員への周知徹底
- ③納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤コンプライアンス体制の整備
- ⑥履行状況の報告

申請
(東京インテリア家具)

公正取引委員会の認定

確約計画の認定

措置内容の十分性

- ・近時の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の措置内容を全て含む
- ・金銭的価値の回復措置（約120社に総額約1億6600万円の返金）
 - ➡ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
 - ➡ 違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・コンプライアンス体制の整備
- ・措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・措置の履行状況の報告を実施

優越的地位の濫用とは（「優越的地位」という要件）

B社にとってA社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社が受け入れざるを得ない場合

→ A社がB社に対して「優越的地位」にある

① B社のA社に対する取引依存度

→ B社のA社に対する売上高 ÷ B社全体の売上高
等

② A社の市場における地位

- ・ A社の市場におけるシェアの大きさ
- ・ A社の市場における順位

等

総合的に考慮

③ B社にとっての取引先変更の可能性

- ・ 他の事業者との取引開始の可能性
- ・ 他の事業者との取引拡大の可能性
- ・ A社との取引に関連して行った投資

等

④ その他A社と取引することの必要性を示す具体的事実

- ・ A社との取引の額
- ・ A社の今後の成長可能性
- ・ 取引の対象となる商品又は役務を取り扱うことの重要性
- ・ A社と取引することによるB社の信用の確保
- ・ A社とB社の事業規模の相違

等

下請法とは（概要）

親事業者と下請事業者と取引（下請取引）について、親事業者に義務を課し、一定の行為を禁止しています。

下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託
 ● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

| 親事業者 | 下請事業者 |
|---------------|------------------|
| 資本金3億円超 | 資本金3億円以下(個人を含む) |
| 資本金1千万円超3億円以下 | 資本金1千万円以下(個人を含む) |

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

| 親事業者 | 下請事業者 |
|----------------|------------------|
| 資本金5千万円超 | 資本金5千万円以下(個人を含む) |
| 資本金1千万円超5千万円以下 | 資本金1千万円以下(個人を含む) |

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

（株）ビッグモーターに対する勧告等（勧告対象行為の具体例）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告の対象となる行為の具体例

● 買ったとき
（下請法第4条第1項第5号）



一方的な価格の引下げ
令和3年12月頃に、営業本部等の意向を踏まえて、中古自動車のコーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。

● 購入・利用強制
（下請法第4条第1項第6号）



車両の買取強制
令和4年8月頃に、幹部等による巡回指導（環境整備点検）の際に、車両のクリーニング作業中に車内に水をかけた下請事業者に対して、下請事業者が希望していない追加オプションを複数付けた上で、約100万円で購入させていた。

● 利益の提供要請
（下請法第4条第2項第3号）



仕上げ小屋^{（注）}等の清掃、雑草除去作業等の無償要請
環境整備点検の前に、店舗の仕上げ小屋の床や側溝の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを下請事業者が無償で行わせていた。
（注）：下請事業者が作業を行うためのスペースとして、店舗に設置されているものをいう。

【参考】 親事業者の禁止行為（下請法の抜粋）

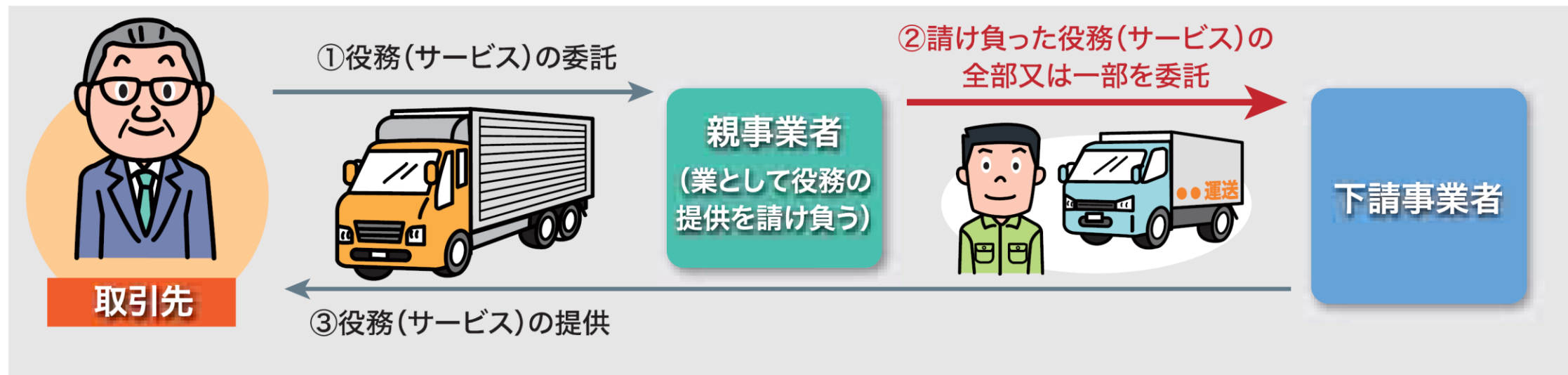
第4条第1項第5号（買ったとき）
下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
第4条第1項第6号（購入・利用強制）
下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
第4条第2項第3号（利益の提供要請）
自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

下請法とは（「役務提供委託」）

役務提供委託とは、請け負った役務を再委託することをいいます（→ 部分が下請取引です。）。

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者^{（委託先）}に委託する場合。



例

- ・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者に委託する場合。
- ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
- ・ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの警備を警備業者に委託する場合。

物流特殊指定と下請法の関係



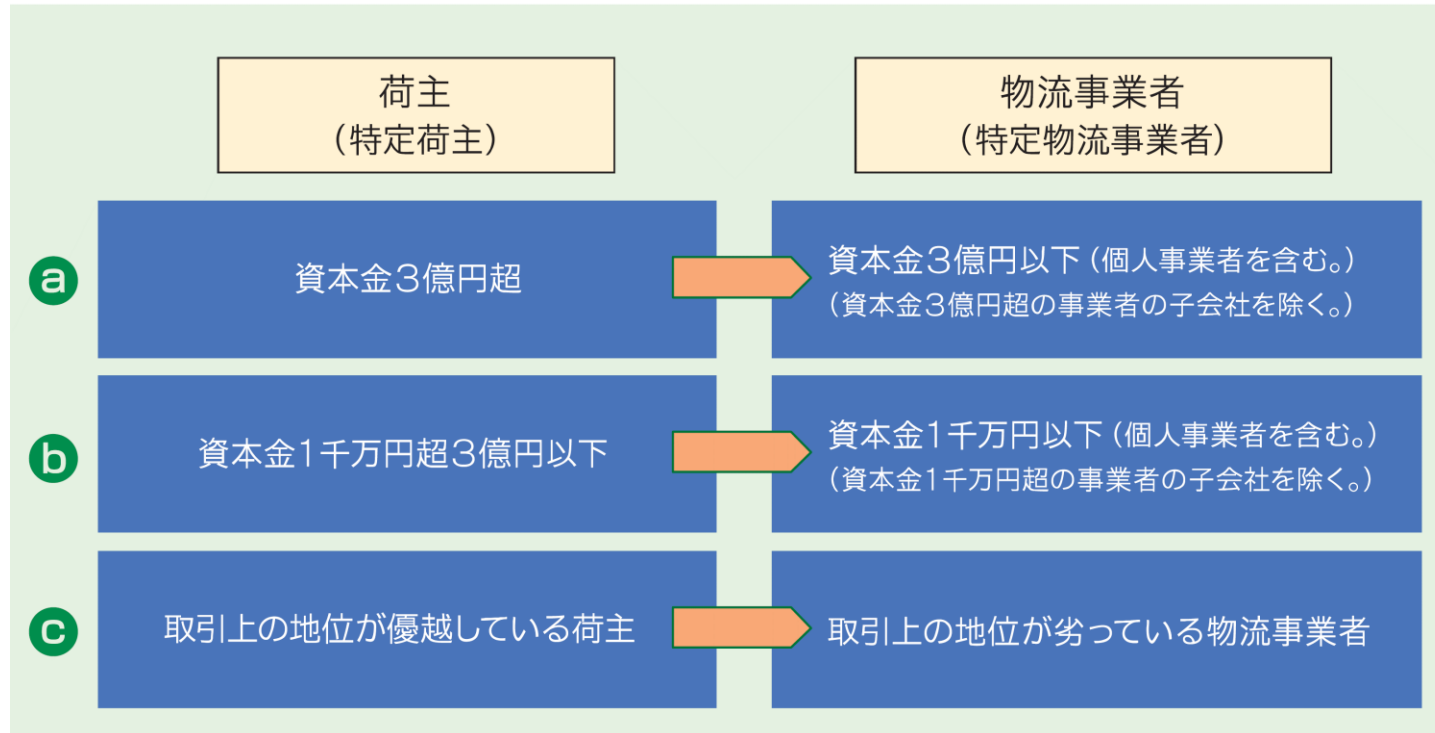
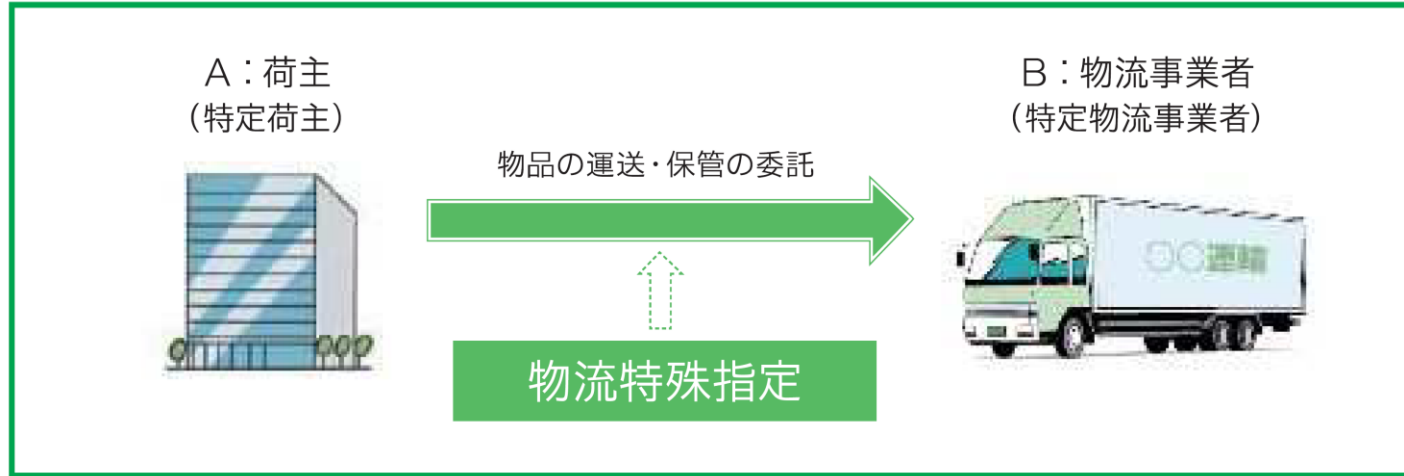
不公正な取引方法に該当するとして公正取引委員会が指定するもの

独占禁止法第2条第9項第5号のほか、同項第6号の規定により公正取引委員会が指定する、①すべての業種に適用される「不公正な取引方法」(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第13項(取引の相手方の役員選任への不当干渉)、及び②特定業種にのみ適用される不公正な取引方法にも、優越的地位の濫用の規定が置かれています。

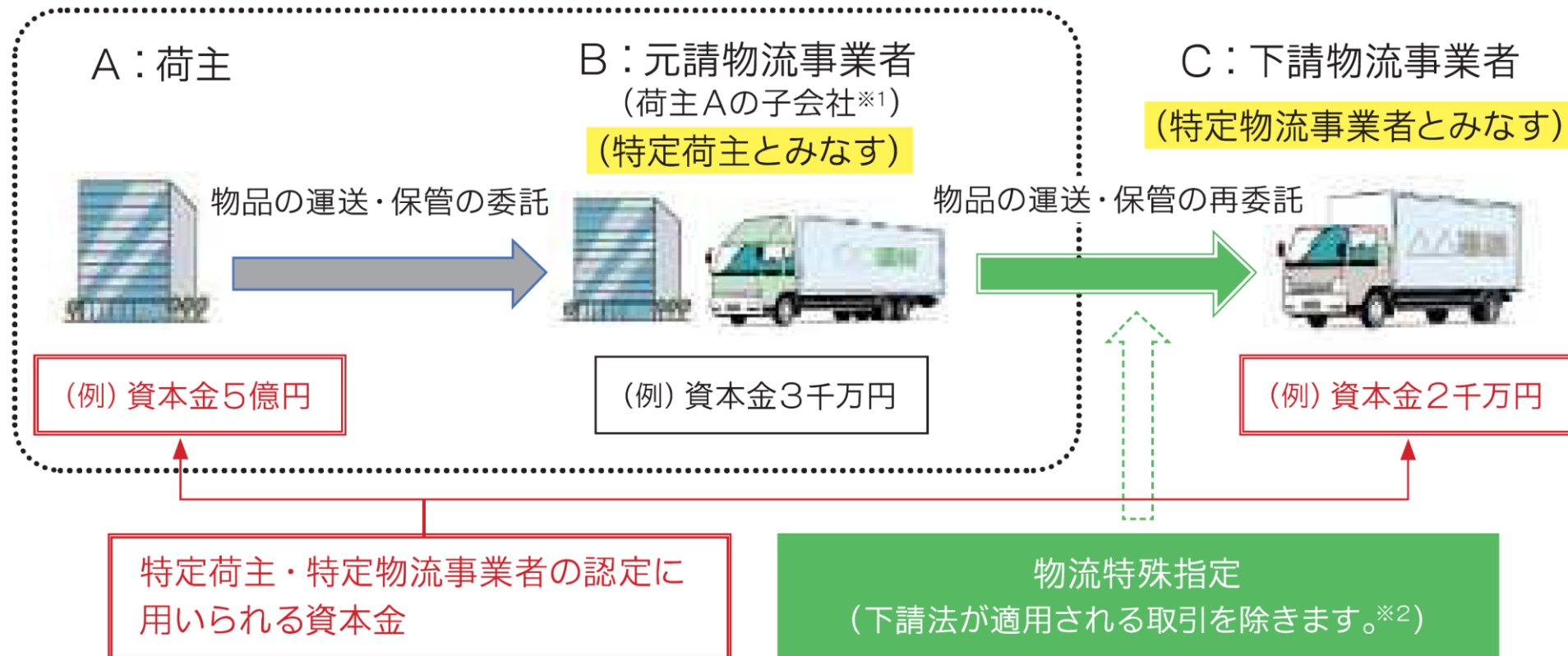
<特定業種にのみ適用される不公正な取引方法>

- 新聞業における特定の不公正な取引方法(平成11年公正取引委員会告示第9号)
- 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法(平成16年公正取引委員会告示第1号)
- 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法(平成17年公正取引委員会告示第11号)

物流特殊指定が適用される取引（資本金区分）



物流特殊指定が適用される取引（子会社を介して委託する場合の特例）



※1 荷主 (A) が元請物流事業者 (B) の議決権の過半数を有していること (間接保有によるものも含む)。

※2 荷主 (A) の子会社 (B) の資本金が3億円超であって、BがAから請け負った物品の運送又は保管を資本金3億円以下の他の物流事業者等に再委託する場合などは物流特殊指定は適用されず、下請法が適用されます (下記【参考】参照)。

① 代金の支払遅延（物流特殊指定第1項第1号）

特定荷主は、特定物流事業者に責任がある場合を除き、代金（運賃や保管料）をあらかじめ定めた支払期日までに支払わなければなりません。

② 代金の減額（物流特殊指定第1項第2号）

特定荷主は、特定物流事業者に責任がある場合を除き、あらかじめ定めた代金の額を減じてはいけません。

③ 買ったたき（物流特殊指定第1項第3号）

特定荷主は、同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めてはいけません。

④ 物の購入強制・役務の利用強制（物流特殊指定第1項第4号）

特定荷主は、正当な理由がある場合を除き、特定物流事業者に対して自己の指定する物又は役務を強制して購入・利用させてはいけません。

⑤ 割引困難な手形の交付（物流特殊指定第1項第5号）

特定荷主は、支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）

特定荷主は、自己のために、お金やサービス、その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し（物流特殊指定第1項第7号）

特定荷主は、運送又は保管を変更させたりやり直させたりすることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

⑧ 要求拒否に対する報復措置（物流特殊指定第1項第8号）

特定荷主は、減額の要求や自己の指定する物の購入の要求等（前記①～⑦）を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して取引の量を減じたり、取引を停止したりしてはいけません。

⑨ 情報提供に対する報復措置（物流特殊指定第2項）

特定荷主は、特定荷主が物流特殊指定第1項に掲げる行為（前記①～⑧）をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはいけません。

物流特殊指定で禁止される行為（注意喚起した実際の事例）

3 問題につながるおそれのある主な事例

荷主と物流事業者との取引に関する調査において見受けられた主な事例は、以下のとおり（括弧内は荷主の業種）。

（1）買ったとき

- ・ 荷主は、令和元年頃以降、運賃について、物流事業者から引上げの要請がなかったことから、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく据え置いていた。（その他の製造業）
- ・ 荷主は、物流事業者との運賃値上げ交渉に応じず、30年ほど前に定めた運賃表に基づく内容で毎年契約更新をして運賃を据え置いていた。（窯業・土石製品製造業）
- ・ 荷主は、大型トラックでなければ積載困難な量の貨物の運送を委託したにもかかわらず、中型トラックの運賃を一方向的に適用した。（飲食料品卸売業）

出所：「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」から抜粋

「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要



- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

| ①独占禁止法の執行強化 | ②下請法の執行強化等 | ③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底 |
|---|--|--|
| <p>1 転嫁円滑化に向けた更なる調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日） 【令和5年6月目途】 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ） 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】 <p>2 荷主と物流事業者との取引に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】 | <p>1 重点的な立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】 重点的な立入調査の実施【継続実施】 <p>2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】 <p>3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】 | <p>1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】 経済団体等への働きかけ【継続実施】 ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】 <p>2 相談対応及び情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】 |

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

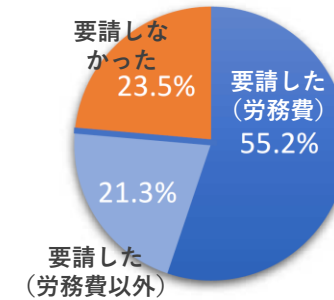
★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

道路貨物運送業



労務費の上昇を理由として要請してもその転嫁率が低い（10%未満）受注者が多い。

公表資料の例

トラック運送事業者の皆様

令和6年3月 トラック輸送の「標準的運賃」が告示されました

令和2年、トラック運送事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設しました。

令和6年、燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、運賃水準の引上げ、荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について標準的水準、下請けに発注する際の手数料などの多様な運賃・料金を設定した新たな「標準的運賃」を告示しました。

標準的運賃の活用により期待される効果

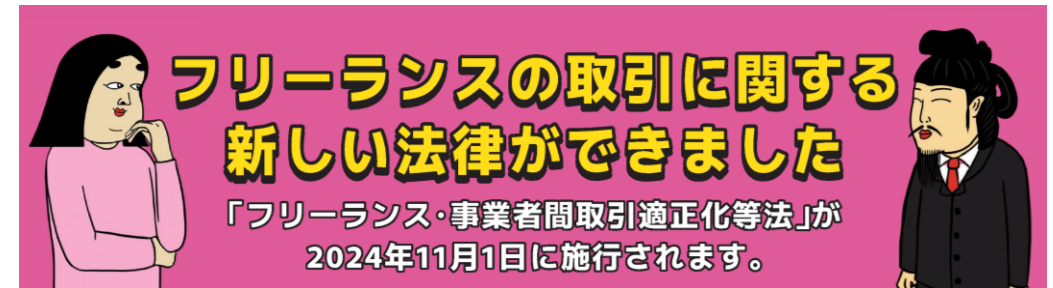
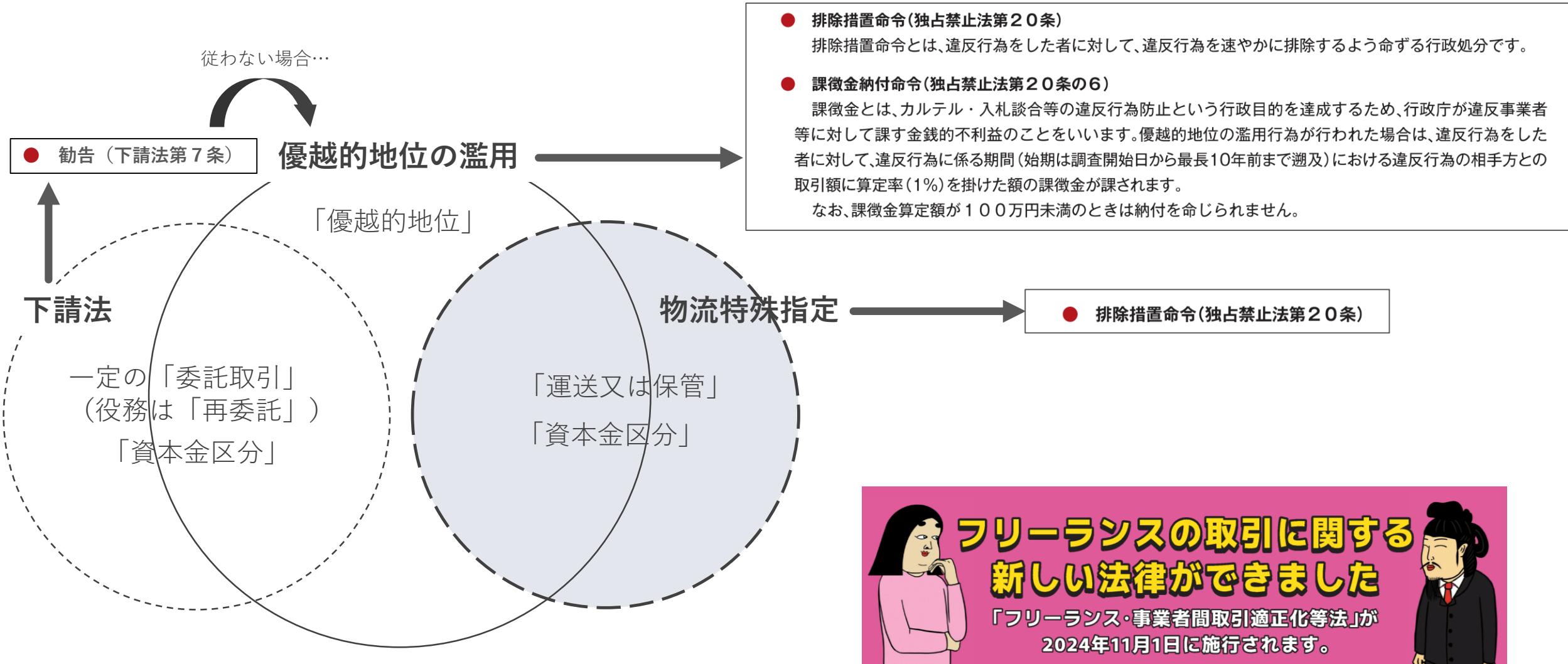
- 標準的運賃を参考として、自社での原価計算結果により事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することで、
- ドライバーの賃金水準が引き上がり、労働環境の改善につながります
- 法令に則った事業の安定化を実現できます



物流の健全な維持・発展の為に、新たな「標準的運賃」を荷主との積極的な交渉に活用してください

国土交通省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省 公正取引委員会

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL: 03-5253-8111 (代表) 発行: 2024年5月

最後に（各規制が適用される取引の範囲と違反行為への対処）





フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ② フリーランスの方の就業環境の整備を 図ることを目的としています。

法律の適用対象

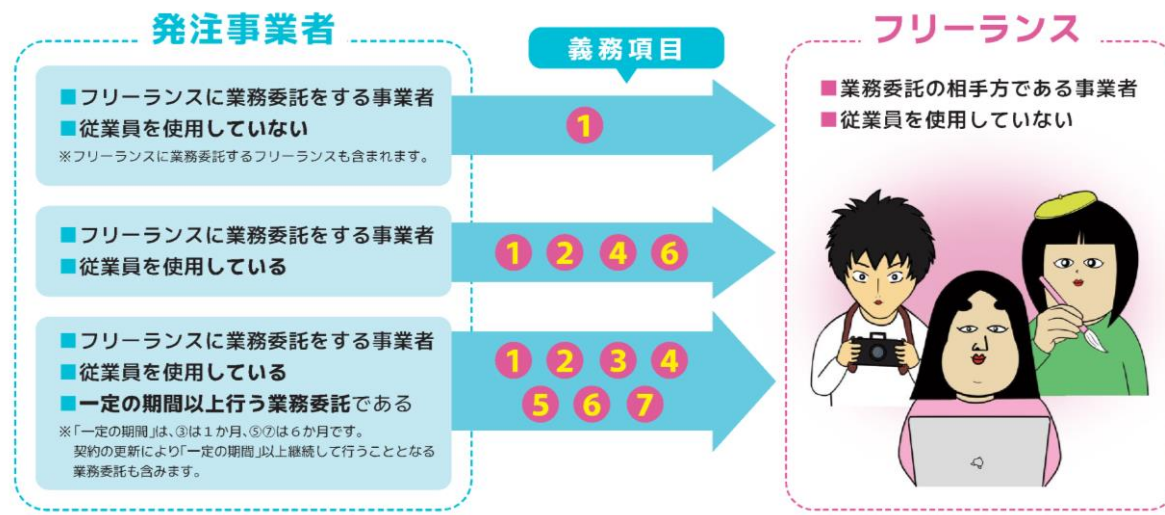
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

| | |
|--------|------------------------------|
| フリーランス | 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの |
| 発注事業者 | フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの |

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じて フリーランスに対しての義務の内容が異なります。

| 義務項目 | 具体的な内容 |
|---------------------|---|
| 1 書面等による取引条件の明示 | 業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」 |
| 2 報酬支払期日の設定・期日内の支払 | 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと |
| 3 禁止行為 | フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し |
| 4 募集情報の的確表示 | 広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと |
| 5 育児介護等と業務の両立に対する配慮 | 6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。 |
| 6 ハラスメント対策に係る体制整備 | フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など |
| 7 中途解除等の事前予告・理由開示 | 6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと |



ご清聴ありがとうございました。